

HIROSHIMA  
SHOGIN *2021*  
**DISCLOSURE**

---

ディスクロージャー誌

育まれて**60**年 次の未来に大きく翔く  
 信用組合 **広島商銀**

# 目次

項目は、下記のページに記載しております。  
なお、\*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、「金融再生法」で規定されている法定開示項目、☆印は「監督指針の要請等」に基づく開示項目、無印は任意の開示項目です。

[ごあいさつ] .....	2	[貸出金等に関する指標]	
[概況・組織]		・預貸率(期末・期中平均)* .....	18
・概要 .....	1	・常勤役職員1人当りの貸出金残高 .....	18
・経営理念 .....	3	・1店舗当りの貸出金残高 .....	18
・経営ビジョン .....	3	・貸出金使途別残高* .....	18
・事業の概況* .....	4	・貸出金種類別平均残高* .....	18
・総代会の仕組み☆ .....	9	・代理貸付及び受託業務取扱残高の内訳 .....	18
・総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・属性別構成比☆ .....	10	・貸出金業種別残高・構成比* .....	18
・組織図* .....	12	・貸出金の金利区分別残高* .....	19
・役員一覧* .....	12	・担保種類別の貸出金残高* .....	19
・組合員数 .....	12	・担保種類別の債務保証見返額* .....	19
・地区一覧 .....	34	・個人ローン残高 .....	19
・店舗一覧(店舗名称・所在地等)* .....	34		
・ATM設置状況 .....	34		
・子会社・関連会社 (該当ありません)			
[主要事業の内容]		[有価証券に関する指標]	
・主要な事業の内容* .....	27.28	・預託率(期末・期中平均)* .....	18
[主な経営指標に関する事項]		・有価証券の種類別平均残高* .....	19
・経常収益* .....	17	・有価証券の種類別・残存期間別残高* .....	19
・経常利益* .....	17	・有価証券の時価情報等* .....	19
・当期純利益* .....	17	・満期保有目的の債券* (該当ありません)	
・預金積金残高* .....	17	・その他有価証券* .....	19
・貸出金残高* .....	17	・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券* .....	19
・有価証券残高* .....	17	・商品有価証券の種類別平均残高* (該当ありません)	
・総資産額* .....	17		
・純資産額* .....	17		
・自己資本比率(単体)* .....	17		
・出資総額・出資総口数* .....	17		
・出資に対する配当金* .....	17		
・職員数* .....	12.17		
[主要業務に関する指標]		[経営管理体制に関する事項]	
・資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り* .....	17	・コンプライアンス(法令等遵守)の体制* .....	5~7
・役務取引等収支の状況* .....	17	・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* .....	8
・その他業務収支の状況* .....	17	・リスク管理の体制* .....	21
・業務粗利益及び業務純益等* .....	17	・自己資本の充実の状況に関する事項* .....	22~26
・資金運用収支* .....	17		
・総資金利鞘 .....	17		
・受取利息、支払利息の増減* .....	18		
・総資産経常利益率* .....	17		
・総資産当期純利益率* .....	17		
・実質業務純益 .....	17		
[預金に関する指標]		[財産の状況]	
・常勤役職員1人当りの預金残高 .....	18	・貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書* .....	13~16
・1店舗当りの預金残高 .....	18	・会計監査人による監査* .....	16
・預金種目別平均残高* .....	18	・代表理事による適正性・有効性の確認☆ .....	16
・預金者別預金残高 .....	18	・リスク管理債権及び同債権に対する保全額* .....	20
・定期預金の金利区分別残高* .....	18	・金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額* .....	20
・財形貯蓄残高 .....	18	・貸出金償却の額* .....	25
		・貸倒引当金(期末残高・期中増減額)* .....	25
		・外貨建資産残高 (該当ありません)	
		・先物取引の時価情報 (該当ありません)	
		・オプション取引の時価情報 (該当ありません)	
[その他の業務]		[各種サービス]	
・内国為替取扱実績 .....	20	・組合員特別サービス .....	32
・手数料一覧 .....	33	・商品のご案内(年金受給者特別サービス) .....	32
・外国為替取扱実績 (該当ありません)			
・公共債窓口実績 (該当ありません)			
・公共債引受額 (該当ありません)			
[その他]			
・役員等の報酬の体系☆ .....	11		
・沿革・あゆみ .....	31		
・CSR(企業の社会的責任)活動の取組状況☆ .....	29		
・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況* .....	30		

\*本誌に掲載してある計数は、単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

## 広島商銀の概要

(令和3年3月末現在)

名 称	信用組合広島商銀
本 店 所 在 地	広島市中区西平塚町4番12号
創 業	昭和36年11月1日
出 資 金	6,322百万円
組 合 員 数	30,657人
店 舗 数	13ヵ店
職 員 数	141人
営 業 地 区	広島・山口・島根・鳥取・高知・愛媛・香川・徳島



### 社章の由来

外枠に幸運のしるしとされる四葉のクローバーを象り、組合・組合員・役職員、そして地域社会の四者の強い連携を企図しております。また、中に水の都の特色である川をあしらって、広島商銀の地域性を表しています。



## ごあいさつ

皆様方には、日頃より信用組合広島商銀に格別のご愛顧お引き立てを賜り心から厚く御礼申しあげます。

令和2年度第60期の事業業績や活動を取りまとめました「2021ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和2年度上期は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の解除後、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」などの効果もあり、持ち直しの動きもみられましたが、下期には国内外での感染再拡大により回復のテンポは鈍化し、幅広い業種において、その影響が懸念されました。

一方、金融分野においても、低金利政策の長期化や人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因に加え、新型コロナウイルス感染拡大による企業の業績悪化に伴う与信コストの増加等が懸念されており、収益環境は依然厳しい状況が続いております。

こうした中、当組合は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている取引先への実質無利子・無担保融資等の円滑な実行や給付金申請手続きなどの各種支援を最優先課題として取組むとともに、「第6次中期経営計画(2019年4月～2022年3月)」の諸施策を推進した結果、業容面では預金・貸出金ともに計画を達成し、金融機関の基本業務による収益力を表すコア業務純益は10億10百万円(対前期比83百万円増)、そして経営の健全性・安全性を表す重要指標である自己資本比率は7.93%（プラス0.27ポイント）となりました。

この様な環境においても着実な業績を残せたのも皆様のお引き立てと深く感謝申しあげます。

これからも、役職員が一丸となって、経営理念である「相互扶助の精神」に基づき、お客様により近い目線で、お客様に寄り添って、お客様を理解することができる”地域社会に必要とされる「オンリーワン」の金融機関”を目指していく所存です。

今後とも、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申しあげます。

令和3年7月

理事長

井二成

## 当組合が目指す姿



### 【経営理念】

信用組合の「相互扶助の精神」を基本理念として、社会・経済の構造的な変化にともない、次の三つの「相互扶助」を実践していきます。

- ・「資金融通による相互扶助」
- ・組合員に対するコンサルティング等「知恵(創意工夫)による相互扶助」
- ・組合員相互、信用組合相互及び信用組合と地域社会等を結ぶ「ネットワーク化による相互扶助」



### 【経営ビジョン】

#### 地域社会に必要とされる「オンリーワン」の金融機関へ

- ・お客様により近い目線で、お客様に寄り添って、お客様を理解することができる信用組合へ
- ・お客様のニーズに合ったタイムリーなサービスの提供ができる信用組合へ
- ・自己資本が充実し、健全性の高い信用組合へ
- ・職員満足度が高く、生き生きと働く職場環境となっている信用組合へ

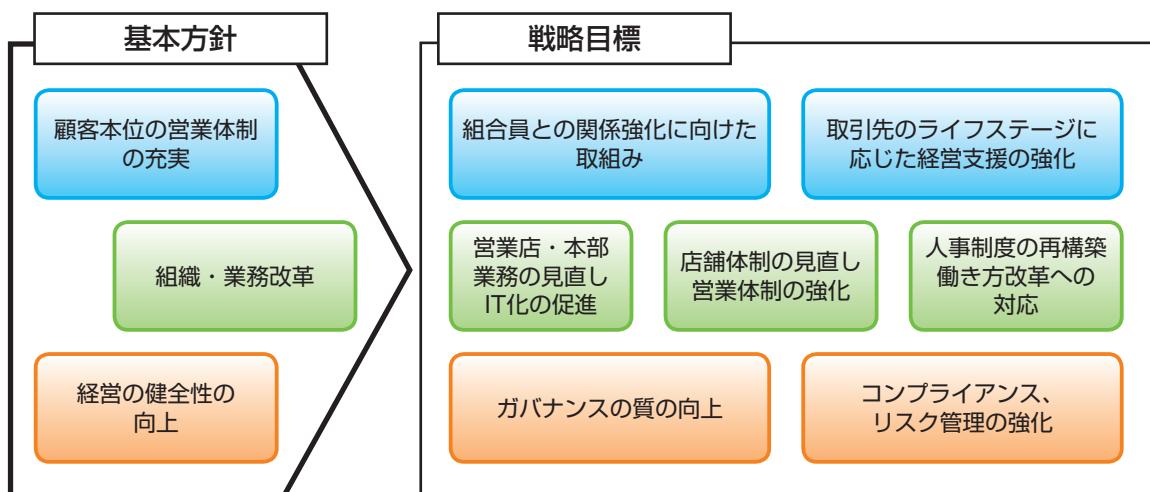


### 【中期経営計画】

#### 育まれて60年 次の未来に大きく翔く

当組合は、経営ビジョンの実現に向けて、平成31年4月からの3年間を、地域社会の一市民として、地域に育まれ、計画最終年度に創立60周年の節目を迎えるにあたり、地域社会で今後も愛され、頼られる「オンリーワン」の協同組織金融機関としての地位を確立し、新たな一歩を踏み出すための集大成期間と位置づけました。

この中期経営計画は、当組合の経営環境の分析により洗い出した重要な経営課題の克服と、更なる金融仲介機能の発揮により経営ビジョンの実現を目指すために、次の三つの基本方針に基づく戦略目標を推進していきます。



## 事業の概況について

### 【預金・貸出金等の状況】

預金は、前年度に続き、個人組合員さま向け商品「プレミアム・メンバーズ定期預金」の好調が預金残高の増加を牽引し、個人預金残高は1,406億円(前期末対比41億円増)、期末預金残高は1,586億円(前期末対比72億円増)となりました。なお、「借用金」である当座借越359億円(前期末対比53億円増)は、日銀貸出増加支援制度の活用に伴う資金借入(年利0%)であります。

貸出金は、コロナ禍において新規営業活動が大きく制限されましたが、取引先への本業支援を主とした活動の結果、期末貸出金残高は1,154億円(前期末対比3億円増)となりました。

余資運用勘定である「預け金」は、預金伸長や日銀貸出増加支援資金の受入れなどにより期末預け金残高は777億円(前期末対比79億円増)、「有価証券」は、金融機関の成長基盤強化を支援する日銀貸出増加支援資金利用のため国債39億円の購入等により期末有価証券残高は102億円(前期末対比39億円増)となりました。

〈預金・貸出金の推移〉



### 【損益の状況】

損益状況は、日本銀行の金融緩和政策が継続される中で、流動性預金比率の改善、貸出金残高の伸長などにより「資金利益」は5期連続で増収し2,549百万円(前期対比67百万円増)を計上することができました。経常費用の内訳として、業務費用のうち「一般貸倒引当金純繰入額」は計算基準である実績率の低下に伴い224百万円の取崩しとなりました。また、経費について、「人件費」は、令和3年度からの新人事制度移行に先行して実施した職員の賃金待遇見直しや積極的な職員採用の結果、1,077百万円(前期対比31百万円増)となる一方、「物件費」は、昨年度の信用組合界のシステム共同センター加盟にかかる初期導入費用の支出減により510百万円(前期対比69百万円減)となりました。

なお、貸出資産の健全性を高めるための将来損失への備えである個別貸倒引当金576百万円の積増し等を行い、経常利益は364百万円(前期対比14百万円増)、法人税等調整額107百万円を取り崩した結果、当期純利益は213百万円(前期対比54百万円増)となりました。

〈資金利益の推移〉



### 【出資金の状況】

出資金は、前年度に引き続き「出資金増強キャンペーン」を実施いたしました。

その結果、事業の廃業や相続などによる脱退はあったものの、新規加入・増口などにより、出資金残高は前期に比べ285百万円増の6,322百万円となりました。

なお、組合員数は、個人28,413人、法人2,244人、計30,657人となりました。

〈出資金の推移〉



### 【自己資本比率の状況】

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を表す重要な指標で、分子である自己資本の額は、「出資金増強キャンペーン」の推進などにより100億円(前期末対比1億円増)となり、分母であるリスク・アセット等の額は貸出金の伸長はあるものの運用構成の変化により1,272億円(前期末対比19億円減)となったことから前期比0.27ポイントアップの7.93%となりました。

なお、国内基準である4%を上回っております。

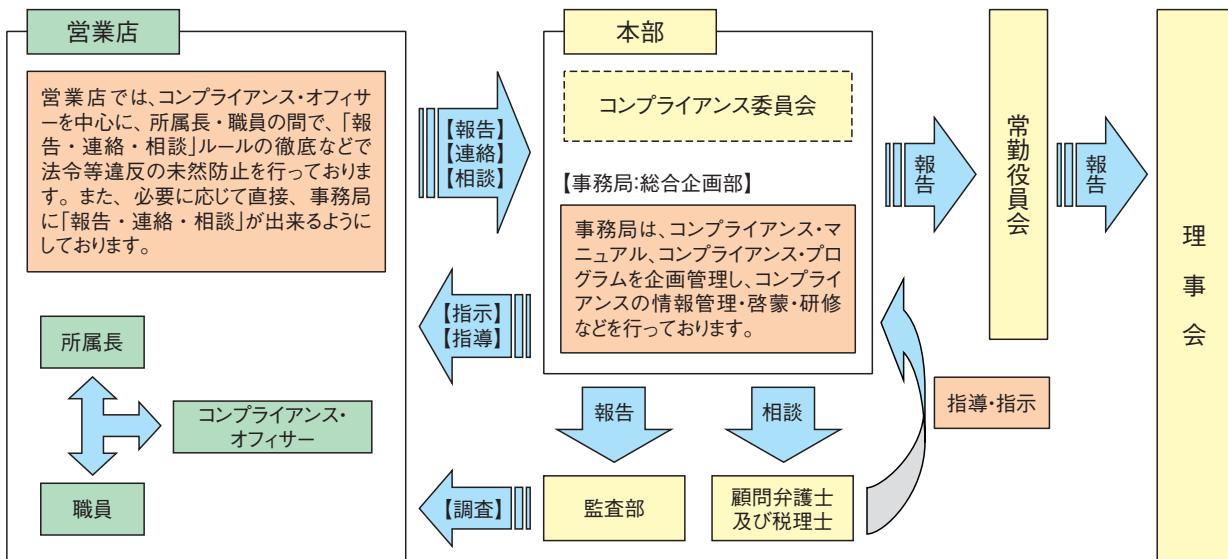
〈自己資本比率の推移〉



## コンプライアンス(法令等遵守)について

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、別に定める行動綱領により定められた当組合の役職員の行動基準を明らかにするとともに、信用の基礎となる企業倫理の確立を図りながら、当組合の社会的責任と公共的使命を果たすため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めております。

### 【コンプライアンス体制】



### 【広島商銀行動綱領】

当組合は、コンプライアンスの体制を確立するため『広島商銀行動綱領』を制定し、役職員に周知徹底を図っております。

#### 1. 信用組合の公共的使命

広島商銀は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。

#### 2. キメ細かい金融サービスの提供

広島商銀は、地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配意したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

広島商銀は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。

#### 4. 地域社会とのコミュニケーション

広島商銀は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。

#### 5. 人権の尊重

広島商銀は、すべての人々の人権を尊重する。

#### 6. 働き方改革の推進、職場環境の充実

広島商銀は、職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

#### 7. 環境問題への取組み

広島商銀は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

#### 8. 社会参画と発展への貢献

広島商銀は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

#### 9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

広島商銀は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

## 【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 【顧客保護等管理方針】

### 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は、利用しようとされる方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

### 2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

### 3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

### 4. お客様の情報管理について

(1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。  
(2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報およびお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

## 【金融商品に係る勧誘方針】

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保に努めております。

- 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項の説明に努めます。
- 当組合は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 当組合は、お客様に対し、適切な勧誘が行われるよう研修などを通じて役職員の知識の向上に努めます。

## 【経営者保証に関するガイドラインへの対応方針】

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

## 【経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況】

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	32件	100件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.24%	7.82%
保証契約を解除した件数	—	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	—	—

## 【取引時確認のお願い】

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的など、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認(取引時確認)を行なっております。

お取引時の確認に関して、ご理解とご協力をいただきますようお願い申しあげます。

お客様への確認(取引時確認)が必要となる主なお取引	<input type="radio"/> 口座開設 <input type="radio"/> 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り <input type="radio"/> 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い <input type="radio"/> 融資取引 等
---------------------------	---

### ■お客様への確認事項および確認に必要な書類について

確認事項		ご提示いただく確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	<input type="radio"/> 氏名、住所、生年月日	<input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input type="radio"/> 健康保険証 <input type="radio"/> 年金手帳 <input type="radio"/> 旅券(パスポート) <input type="radio"/> 在留カード <input type="radio"/> 特別永住者証明書 等 ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていることを確認させていただきます)。
	<input type="radio"/> 職業、取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
法人のお客様	<input type="radio"/> 名称、本店または主たる事務所の所在地	<input type="radio"/> 登記事項証明書 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの) 等
	<input type="radio"/> 来店された方の氏名、住所、生年月日等	<input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input type="radio"/> 健康保険証 <input type="radio"/> 年金手帳 <input type="radio"/> 旅券(パスポート) <input type="radio"/> 在留カード <input type="radio"/> 特別永住者証明書 等 ※上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様へのお電話等の方法により、法人のお客様のためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	<input type="radio"/> 事業の内容	<input type="radio"/> 登記事項証明書 <input type="radio"/> 定款 等
	<input type="radio"/> 取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	<input type="radio"/> 実質的支配者の確認 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます)	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

- (注) 1. 健康保険証等の「顔写真がない」本人確認書類等をご提示いただいた場合、別の本人確認書類等の提示が必要になります。  
2. 外国の政府等において同法に定められた職位にある(またはあった)お客様、そのご家族にあたるお客様等とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。  
3. 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合や詳しいことは、当組合の窓口にお問い合わせください。

## 【マイナンバーのお取扱いについて】

平成28年1月から運用が始まりましたマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しております。届出には必要な取引と任意の取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いしております。重要な個人情報であることから十分な安全管理措置を設けて取扱いをしております。

## 【苦情処理措置及び紛争解決措置等の内容】

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係わる苦情等<sup>(\*)</sup>を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

### 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：信用組合広島商銀 事務部】

電話番号：(082)244-3152

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

なお、苦情対応の手続きについては、営業店にポスターを掲出しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。【ホームページアドレス <https://www.shogin.com/>】

### 紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター 電話番号：(082)225-1600

東京弁護士会 紛争解決センター 電話番号：(03)3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター 電話番号：(03)3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター 電話番号：(03)3581-2249

上記弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、信用組合広島商銀事務部、または下記中国ブロックしんくみ苦情相談所またはしんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

なお、具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	中国ブロックしんくみ苦情等相談所	一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
住所	〒730-0044 広島県広島市中区宝町9-11	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	082-247-7363	03-3567-2456
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く) 9時～17時	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く) 9時～17時

当組合では、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店または事務部で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関連部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るために、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、事務部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容等について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

# 総代会の仕組みについて

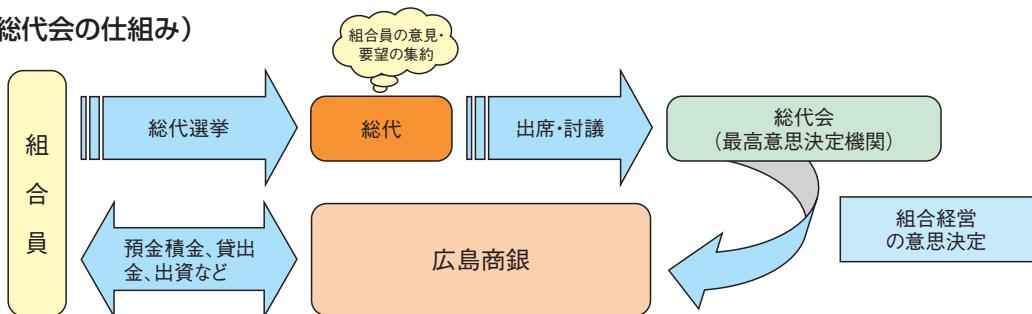
## 【総代会の仕組み(役割)】

信用組合は、組合員の「相互扶助の精神」を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員30,657名(令和3年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された「総代」により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれております。なお、総代会は組合員であれば傍聴することができます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

### (総代会の仕組み)



### (主な議決事項)

- |                   |               |            |
|-------------------|---------------|------------|
| ○ 定款の変更           | ○ 議長の選任       | ○ 役員報酬の変更  |
| ○ 計算書類等の承認        | ○ 役員の選任及び解任   | ○ 組合員の法定脱退 |
| ○ 事業計画書及び収支予算書の承認 | ○ 退任役員退職慰労金贈呈 | など         |

## 【総代の選出方法、任期、定数】

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。

### (総代の選出方法)

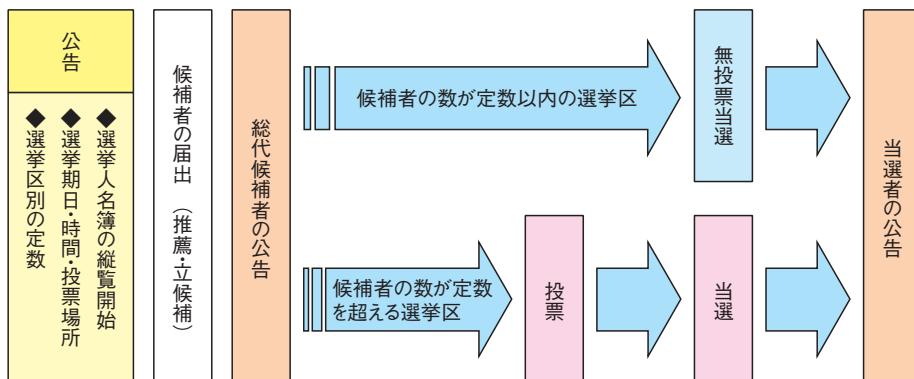
総代は、組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されております。

### (総代の任期・定数)

総代の任期は3年となっております。

総代の定数は、100人以上120人以内です。選挙区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比等を勘案し、理事長が定めております。

### (総代選挙の手続き)



## 【総代の選挙区・定数・総代一覧】

(令和3年6月末現在)

本店地区	総代数 17名	金光善旭 ◎	金光榮治 ◎	元山 浩 ⑨	金岡光秀 ⑧	新井勝子 ⑥	鄭 浩 幸 ⑥
		本井重辰 ⑤	金原 正 ⑤	木川英俊 ⑤	春木泰行 ③	成龍植 ③	長谷川康垣 ②
		若佐 晋 ①	宗正俊文 ①	高本茂雄 ①	松本裕一 ①	菅 泰晶 ①	
福山地区	8名	福田 浩 ⑧	井上良夫 ⑤	新井慶助 ③	安田大増 ②	山本紘司 ②	中村泰三 ①
		東原鍾元 ①	寺本貴明 ①				
呉地区	4名	白原正美 ⑥	山本基就 ②	井本那賀雄 ①	山本基甫 ①		
海田地区	12名	金子正顕 ◎	東 幸治 ◎	金山正二 ◎	竹原脩雄 ⑨	松村 健 ⑥	中本俊夫 ⑤
		吉川 進 ⑤	伊原英夫 ④	義川敬一 ②	林 勝彦 ②	海田和広 ①	西原 浩 ①
古市地区	12名	清本時夫 ◎	大田英雄 ⑧	沈 勝 義 ⑧	鳳山仁秀 ⑥	岡山裕史 ⑤	高津良治 ③
		田中暢治 ③	大野辰彦 ②	丹山宏則 ②	山川剛信 ①	岩谷典亮 ①	金田千穂 ①
西地区	11名	金田政利 ◎	新井恒夫 ◎	延川章喜 ⑦	西川京人 ⑥	安本義幸 ⑥	山田輝雄 ⑤
		河本浅男 ④	金光 忠 ④	金井 忍 ③	清水計年 ②	三宅隆治 ②	
五日市地区	4名	権田俊五 ⑨	安藤龍雄 ⑧	新井浩吉 ⑧	安田秀吉 ⑥		
宇部地区	10名	大城貞夫 ⑧	西原武雄 ⑧	岩本片一 ⑧	山下恭生 ⑧	岩本 弘 ⑧	金本光男 ⑧
		永松英世 ⑥	密山圭太郎 ⑥	山本守元 ③	星木武之 ①		
下関地区	9名	金村吉雄 ⑧	加藤法龍 ⑧	大本徳寿 ⑧	林 貫一 ⑧	岡村昌憲 ⑧	朴 元 淳 ⑥
		松山正幸 ⑤	西原京治 ⑤	古田岳彦 ①			
岩国地区	2名	河原福孝 ⑧	高田康秀 ⑧				
徳山地区	4名	原本龍水 ⑧	川崎和明 ⑧	吉本富男 ③	吉松靖之 ③		
山口地区	5名	大川二郎 ⑧	三原文学 ⑧	吉田炳椿 ⑧	津徳昭男 ⑧	国本敏信 ⑧	
高知地区	3名	松本祐一 ③	山本 豊 ②	森木夫志生 ①			
合 計	101名	(注)就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しております。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しております。					

## 【総代の属性別構成比】

### 業種別

製造業	2.2%
不動産業	17.6%
卸売業・小売業	5.5%
建設業	14.3%
運輸業	1.1%
その他のサービス業	59.3%
合 計	100.0%

### 年代別

30代以下	1.0%
40代	7.9%
50代	27.7%
60代	33.7%
70代	29.7%
80代以上	-%
合 計	100.0%

### 職業別

個人	8.1%
個人事業主	4.0%
法人役員	87.9%
法人	-%
合 計	100.0%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

## 【総代会の決議事項】

第60回通常総代会は、令和3年6月25日(金曜日)午後3時よりANAクラウンプラザホテル広島で開催されました。  
当日は総代101名のうち、出席者33名、書面議決書67名のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

### (議案事項)

- 第1号議案 第60期計算書類等承認の件
- 第2号議案 第61期事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員選挙の件
- 第6号議案 組合員法定脱退の件



(令和3年6月25日開催 通常総代会)

# 役員等の報酬体系

## 【対象役員】

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### 1.報酬体系の概要

#### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の報酬限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、当組合の監事会の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

- a.決定方法
- b.支払時期
- c.その他

### 2.役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	78	130
監事	9	12
合計	88	142

(注)1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事11名、監事2名です。

3.上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

### 3.その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

## 【対象職員等】

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

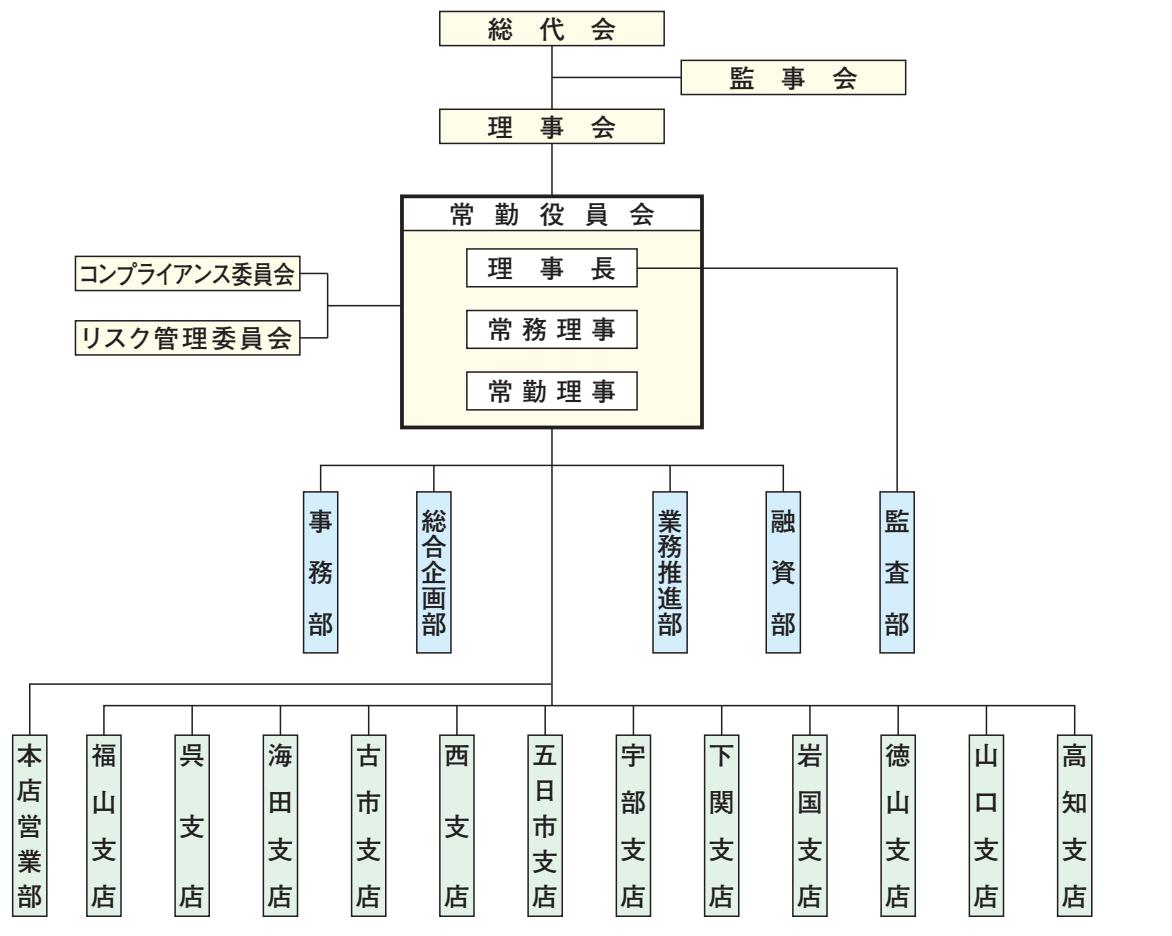
2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3.「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

4.当組合の職員の給与、賞与および退職金は、当組合における「給与規程」および「退職慰労金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 組織図



## 役員一覧等／組合員数／職員数

### 役員一覧(理事及び監事の役職名・氏名)

(令和3年6月末現在)

理事長	井上 一成
常務理事	川本 賢一
常勤理事	泉 貴久
理事	永松 英世 (※)
員外監事	山本 英雄 (※)

常務理事	岡田 英幸
常勤理事	杉山 政成
常勤監事	東 泰雄
理事	新井 慶助 (※)

常務理事	岡田 慶鎮
常勤理事	南 秋智
理事	金原 正 (※)
理事	成 龍 植 (※)

◇当組合は、職員出身者以外の理事 (※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

### 組合員数

	令和元年度末	令和2年度末
個人	28,728人	28,413人
法人	2,236人	2,244人
合計	30,964人	30,657人

### 職員数

	令和元年度末	令和2年度末
男子	92人 (46歳 11ヶ月)	90人 (46歳 7ヶ月)
女子	48人 (35歳 8ヶ月)	51人 (35歳 3ヶ月)
合計	140人 (43歳 1ヶ月)	141人 (42歳 6ヶ月)

※( )は、平均年齢です。

## 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度第59期 (令和2年3月31日現在)	令和2年度第60期 (令和3年3月31日現在)
( 資 産 の 部 )		
現 金	1,646,602	2,260,935
預 け 金	69,818,365	77,720,391
預 け 金	68,818,365	76,720,391
譲 渡 性 預 け 金	1,000,000	1,000,000
有 価 証 券	6,306,636	10,296,110
国 債	—	3,947,400
地 方 債	200,840	200,680
社 債	5,356,830	5,579,230
株 式	248,966	68,800
そ の 他 の 証 券	500,000	500,000
貸 出 金	115,024,175	115,402,774
割 引 手 形	268,693	96,821
手 形 貸 付	17,392,800	14,889,022
証 書 貸 付	97,125,230	100,270,355
当 座 貸 越	237,452	146,574
そ の 他 資 産	964,989	943,510
未 決 済 為 替 貸	5,704	7,523
全 信 組 連 出 資 金	709,400	709,400
前 払 費 用	5,378	4,974
未 収 収 益	154,124	145,074
そ の 他 の 資 産	90,381	76,537
有 形 固 定 資 産	2,859,353	2,842,628
建 物	456,050	428,638
土 地	2,272,125	2,272,125
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	131,178	141,864
無 形 固 定 資 産	27,226	30,401
ソ フ ト ウ ェ ア	19,899	23,525
その他の無形固定資産	7,326	6,876
縁 延 税 金 資 産	631,691	529,224
債 務 保 証 見 返	214,683	104,358
貸 倒 引 当 金	△ 4,255,172	△ 4,000,337
(うち個別貸倒引当金)	(△3,378,699)	(△3,347,909)
資 産 減 損 引 当 金	△ 650	△ 123,546
資 産 の 部 合 計	193,237,900	206,006,450

科 目	令和元年度第59期 (令和2年3月31日現在)	令和2年度第60期 (令和3年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	151,392,171	158,621,716
当 座 預 金	2,931,694	4,025,754
普 通 預 金	17,598,890	20,272,787
貯 蓄 預 金	80,997	88,471
通 知 預 金	116,000	36,838
定 期 預 金	126,292,570	129,696,472
定 期 積 金	4,180,656	3,939,695
そ の 他 の 預 金	191,362	561,697
借 用 金	30,600,000	35,900,000
当 座 借 越	30,600,000	35,900,000
そ の 他 負 債	1,173,984	1,080,294
未 決 済 為 替 借	12,528	11,611
未 払 費 用	672,098	563,796
給 付 补 備 金	3,142	2,755
未 払 法 人 税 等	12,484	37,425
前 受 収 益	120,880	104,558
払 戻 未 済 金	265,042	239,495
職 員 預 り 金	55,330	83,849
そ の 他 の 負 債	32,477	36,801
賞 与 引 当 金	68,203	65,654
退 職 給 付 引 当 金	302,933	311,444
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53,391	63,561
そ の 他 の 引 当 金	16,767	15,731
(睡眠預金払戻損失引当金)	(15,788)	(14,575)
(偶発損失引当金)	(978)	(1,156)
再評価に係る縁延税金負債	127,416	127,416
債 務 保 証	214,683	104,358
負 債 の 部 合 計	183,949,552	196,290,177
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	6,037,580	6,322,592
普 通 出 資 金	6,037,580	6,322,592
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	2,987,442	3,141,555
利 益 準 備 金	1,116,729	1,146,729
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,870,713	1,994,826
特 別 積 立 金	1,580,000	1,655,000
(経営基盤強化積立金)	(1,550,000)	(1,615,000)
(60周年記念事業積立金)	(30,000)	(40,000)
当 期 未 处 分 剰 余 金	290,713	339,826
(うち当期純利益)	(159,209)	(213,448)
組 合 員 勘 定 合 計	9,025,022	9,464,147
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 44,126	△ 55,327
土 地 再 評 価 差 額 金	307,452	307,452
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	263,326	252,124
純 資 産 の 部 合 計	9,288,348	9,716,272
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	193,237,900	206,006,450

## 【貸借対照表の注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日及び平成14年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,357百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,792百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号) 第2条に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額△792百万円です。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建 物	3年~60年
その 他	2年~20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。ただし、対象となるリース資産はありません。
7. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 資産減損引当金は、遊休資産の処分に備えるため、決算期における時価と帳簿価額との差額について、将来、発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業閑連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
10. 奨与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見積額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。  

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(平成31年4月分～令和2年3月分) 0.921%
- (3) 補足説明  
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金23,443千円を費用処理している。  
なお、（特別掛け金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額229百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 1,880百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は805百万円、延滞債権額は5,055百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は0百万円であります。  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,556百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,417百万円であります。  
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、96百万円であります。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 33,100百万円、国債2,800百万円  
担保資産に対応する債務 借用金 35,900百万円  
上記のほか、公金取扱い、為替取引及び手形交換、収納代理等のために保証金として、預け金3,669百万円、その他の資産（現金）4百万円を担保として提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は1,536円75銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の各種リスクの管理をしております。  
なお、デリバティブ取引は取り扱っておりません。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に事業債であり、その他保有目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ①信用リスクの管理  
当組合は、支店業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスク及びカントリーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - ②市場リスクの管理
      - (i) 金利リスクの管理  
当組合は、月次決算等諸資料によって金利の変動リスクを管理しております。  
市場リスクに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された事業計画に関する方針に基づき、常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常勤役員会に報告しております。
      - (ii) 為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関する金融商品は取り扱っておりません。
      - (iii) 価格変動リスクの管理  
当組合は、株価、株価指数等が変動する金融商品は、取り扱っておりません。
      - (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。  
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期限に応じて適切な期間に残高を分析し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、日々の業務を通して、適時に全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	77,720	77,720	—
(2) 有価証券	10,296	10,296	—
(3) 貸出金(※1)、(※2)	111,402	113,878	2,476
金融資産計	199,418	201,894	2,476
(1) 預金積金	158,621	159,475	854
(2) 借用金	35,900	35,900	—
金融負債計	194,521	195,375	854

(※1) 貸出金は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27～32に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外の債権については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(※1)	68
組合出資金(※2)	1,209
合計	1,278

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金(全金組込出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下32まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	—	—	—
債券	4,021	3,994	26
国債	986	986	0
地方債	200	200	0
社債	2,833	2,807	26
小計	4,021	3,994	26

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	—	—	—
債券	5,706	5,811	△105
国債	2,960	3,008	△47
地方債	—	—	—
社債	2,745	2,803	△57
小計	5,706	5,881	△105
合計	9,727	9,805	△78

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落した債券はあります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
180百万円	-百万円	8百万円

31. 保有目的を変更した有価証券はありません。

32. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	603	1,902	3,274	4,447
国債	—	—	—	3,947
地方債	—	—	200	—
社債	603	1,902	3,073	—
その他(優先出資)	—	—	—	500
その他譲渡性預け金	1,000	—	—	—
合計	1,603	1,902	3,274	4,447

33. 貸貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、遊休資産として、吳市(土地)を保有しております。その他の有形固定資産に計上しております。

34. 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価
4	4

(注) 貸貸等不動産に対応する資産減損引当金を控除しております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これららの契約に係る融資未実行残高は、1,405百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,405百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 線延税金資産及び線延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

線延税金資産	1,245
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,051百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	91
賞与引当金損金算入限度額超過額	19
減価償却限度額超過額	9
役員退職慰労引当金	18
その他	55
総合	1,245
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△738
評価性引当額小計	△738
線延税金資産合計	506
線延税金負債	△22
その他有価証券評価差額金	△22
線延税金負債合計	△22
線延税金資産の純額	529百万円

## 経理・経営内容

### 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度第59期 (平成31年4月 1日～ 令和 2年3月31日 )	令和 2 年度第60期 (令和2年4月 1日～ 令和3年3月31日 )
経 常 収 益	3,139,651	3,175,324
資 金 運 用 収 益	2,962,180	3,023,494
貸 出 金 利 息	2,807,115	2,856,740
預 け 金 利 息	95,861	92,720
有 価 証 券 利 息 配 当 金	36,455	51,755
そ の 他 の 受 入 利 息	22,747	22,279
役 務 取 引 等 収 益	162,862	138,726
受 入 為 替 手 数 料	30,843	29,984
そ の 他 の 役 務 収 益	132,018	108,741
そ の 他 業 務 収 益	14,608	11,889
外 国 通 貨 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 戻 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	14,608	11,889
そ の 他 経 常 収 益	—	1,213
株 式 等 売 却 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	—	1,213
経 常 費 用	2,789,965	2,811,191
資 金 調 達 費 用	480,254	474,208
預 金 利 息	477,731	471,469
給 付 换 備 金 繝 入 額	1,967	2,009
借 用 金 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	555	730
役 務 取 引 等 費 用	71,062	67,320
支 払 為 替 手 数 料	13,714	13,526
そ の 他 の 役 務 費 用	57,347	53,793
そ の 他 業 務 費 用	3,316	2,163
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 戻 損	3,169	2,049
そ の 他 の 業 務 費 用	147	114
経 費	1,668,159	1,630,337
人 件 費	1,054,699	1,086,340
物 件 費	580,553	510,771
税 金	32,906	33,225
そ の 他 経 常 費 用	567,173	637,161
貸 倒 引 当 金 繝 入 額	453,822	352,094
貸 出 金 償 却	19,130	99,012
株 式 等 売 却 損	—	8,107
そ の 他 の 経 常 費 用	94,220	177,946
経 常 利 益	349,686	364,132

科 目	令和元年度第59期 (平成31年4月 1日～ 令和 2年3月31日 )	令和 2 年度第60期 (令和2年4月 1日～ 令和3年3月31日 )
特 別 利 益	60	40
固 定 資 産 处 分 益	60	40
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	43,159	311
固 定 資 産 处 分 損	30,937	311
そ の 他 の 特 別 損 失	12,222	—
税 引 前 当 期 純 利 益	306,587	363,861
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税	16,847	43,304
法 人 税 等 調 整 額	130,531	107,108
法 人 税 等 合 計	147,378	150,413
当 期 純 利 益	159,209	213,448
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	131,504	126,378
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 未 处 分 剰 余 金	290,713	339,826

#### 【損益計算書の注記事項】

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 26円37銭
- 当期年度においては、固定資産にかかる減損損失はありません。

### 剰余金処分計算書

(単位：千円)

区 分	令和元年度第59期	令和 2 年度第60期
当 期 未 处 分 剰 余 金	290,713	339,826
計	290,713	339,826
これを次のとおり処分いたしました。		
剩 余 金 処 分 額	164,335	226,686
利 益 準 備 金	30,000	34,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	(年1%の割合) 59,335	(年1%の割合) 62,686
経 営 基 礎 強 化 積 立 金	65,000	120,000
60周年記念事業積立金	10,000	10,000
次 期 緑 越 金	126,378	113,139

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「晴連監査法人」の監査を受けております。

### ■代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月28日

信 用 組 合 広 島 商 銀  
理 事 長 井 上 一 成

## 主要な経営指標等について

### 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,891,584	3,099,221	3,099,712	3,139,651	3,175,324
経常利益	282,850	331,085	450,944	349,686	364,132
当期純利益	111,078	171,050	179,795	159,209	213,448
預金積金残高	146,106,825	147,084,668	148,895,031	151,392,171	158,621,716
貸出金残高	101,224,173	107,199,317	112,757,759	115,024,175	115,402,774
有価証券残高	10,441,562	5,815,786	5,714,573	6,306,636	10,296,110
総資産額	163,005,653	178,049,367	191,376,301	193,237,900	206,006,450
純資産額	7,209,465	8,133,954	8,828,701	9,288,348	9,716,272
自己資本比率(単体)	6.53%	7.12%	7.40%	7.66%	7.93%
出資総額	4,210,868	5,052,850	5,607,964	6,037,580	6,322,592
出資総口数(口)	4,210,868	5,052,850	5,607,964	6,037,580	6,322,592
出資に対する配当金	42,879	45,577	54,536	59,335	62,686
職員数(人)	145	144	144	140	141

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。  
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

### 役務取引等収支の状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	162	138
受入為替手数料	30	29
その他の受入手数料	132	108
その他の役務収益	0	0
役務取引等費用	71	67
支払為替手数料	13	13
その他の支払手数料	14	14
その他の役務費用	43	38
役務取引等利益	91	71

### その他業務収支の状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
その他の業務収益	14	11
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	14	11
その他の業務費用	3	2
国債等債券償還損	3	2
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	0	0
その他の業務利益	11	9

### 総資産利益率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.18	0.18
総資産当期純利益率	0.08	0.10

(算出方法) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年 度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	令和2年度	198,125	3,023,494	1.52
	令和元年度	191,954	2,962,180	1.54
うち貸出金	令和2年度	116,683	2,856,740	2.44
	令和元年度	114,149	2,807,115	2.45
うち預け金	令和2年度	73,046	92,720	0.12
	令和元年度	70,891	95,861	0.13
うち有価証券	令和2年度	7,686	51,755	0.67
	令和元年度	6,204	36,455	0.58
資金調達勘定	令和2年度	188,533	474,208	0.25
	令和元年度	182,316	480,254	0.26
うち預金積金	令和2年度	154,517	473,478	0.30
	令和元年度	149,761	479,699	0.32
うち借用金	令和2年度	33,942	—	0.00
	令和元年度	32,498	—	0.00

(注) 資金運用勘定には、無利息預け金の平均残高(令和元年度310百万円、令和2年度359百万円)を、それぞれ控除しております。

### 総資金利鞘

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(A)	1.54	1.52
資金調達原価率(B)	1.17	1.11
総資金利鞘(A)-(B)	0.37	0.41

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	2,962	3,023
資金調達費用	480	474
資金運用収支	2,481	2,549
役務取引等収益	162	138
役務取引等費用	71	67
役務取引等収支	91	71
その他の業務収益	14	11
その他の業務費用	3	2
その他の業務収支	11	9
業務粗利	2,585	2,630
業務粗利益率(%)	1.34	1.32
業務純益	921	1,232
実質業務純益	924	1,008
コア業務純益	927	1,010
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	927	1,010

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100  
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

## 受取利息、支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	90	61
支払利息の増減	△3	△6

## 預貸率・預証率

(単位: %)

	令和元年度	令和2年度
預貸率	期末	75.97
	期中平均	76.22
預証率	期末	4.16
	期中平均	4.14

## 1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当たりの預金残高	11,645	12,201
1店舗当たりの貸出金残高	8,848	8,877
店舗数(店)	13	13

## 常勤役職員一人当たりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
1人当たりの預金残高	1,036	1,064
1人当たりの貸出金残高	787	774
常勤役職員数(人)	146	149

## 預金業務について

### 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	20,674	13.81	23,342	15.11
定期性預金	129,007	86.14	131,019	84.79
(うち定期積金)	(4,028)	(2.69)	(4,071)	(2.63)
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	80	0.05	155	0.10
合計	149,761	100.00	154,517	100.00

### 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	—	—

## 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	136,507	90.17	140,612	88.65
法人	14,884	9.83	18,009	11.35
一般法人	14,833	9.80	17,952	11.31
金融機関	36	0.02	40	0.02
公金	13	0.01	16	0.01
合計	151,392	100.00	158,621	100.00

## 定期預金の金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	126,270	129,674
変動金利定期預金	21	21
その他の定期預金	—	—
合計	126,292	129,696

## 融資業務について

### 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	160	0.14	176	0.15
手形貸付	17,437	15.28	16,351	14.01
証書貸付	96,311	84.37	99,969	85.68
当座貸越	239	0.21	185	0.16
合計	114,149	100.00	116,683	100.00

### 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末	令和2年度末
運転資金	29,217	25.40
設備資金	85,806	74.60
合計	115,024	100.00

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,119	0.97	1,117	0.97
農業、林業	5	0.00	4	0.00
漁業	0	0.00	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,463	4.74	5,621	4.87
電気・ガス・熱供給・水道業	3,644	3.16	5,013	4.34
情報通信業	51	0.04	54	0.05
運輸業、郵便業	300	0.26	263	0.23
卸売業、小売業	5,386	4.68	5,528	4.79
金融業、保険業	595	0.51	907	0.79
不動産業	57,443	49.94	54,195	46.96
物品賃貸業	89	0.07	126	0.11
学術研究・専門・技術サービス業	1,011	0.87	734	0.64
宿泊業	13,766	11.96	15,215	13.18
飲食業	2,616	2.27	2,700	2.34
生活関連サービス業、娯楽業	13,465	11.70	14,308	12.40
教育、学習支援業	1	0.00	1	0.00
医療、福祉	486	0.42	449	0.39
その他サービス	2,791	2.42	2,813	2.44
その他産業	—	—	—	—
小計	108,238	94.09	109,056	94.50
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,786	5.89	6,345	5.50
合計	115,024	100.00	115,402	100.00

(注)業種別区分は日本産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 代理貸付及び受託業務取扱残高の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	40	34
株式会社商工組合中央金庫	1	1
株式会社日本政策金融公庫	1	1
独立行政法人住宅金融支援機構	100	75
独立行政法人福祉医療機構	4	4
その他	—	—
合計	146	115

### 貸出金の金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	44,801	46,354
変動金利貸出	70,222	69,047
合計	115,024	115,402

### 担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,103	0.96	413	0.36
有価証券	—	—	—	—
動産	7,374	6.41	7,798	6.76
不動産	94,125	81.83	96,636	83.74
その他	5,742	4.99	1,054	0.91
小計	108,346	94.19	105,903	91.77
信用保証協会・信用保険	781	0.68	5,339	4.63
保証	5,896	5.13	4,159	3.60
信用	—	—	—	—
合計	115,024	100.00	115,402	100.00

### 個人ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
住宅ローン	3,583	52.80	3,372	53.15
その他のローン	3,202	47.20	2,972	46.85
合計	6,786	100.00	6,345	100.00

### 担保種類別の債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	95	44.26	—	—
不動産	—	—	34	33.42
その他	—	—	—	—
小計	95	44.26	34	33.42
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	0	0.17	—	—
信用	119	55.57	69	66.58
合計	214	100.00	104	100.00

## 有価証券の状況について

### 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和2年度末	—	—	—	—	—	3,947	—	3,947
	令和元年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	令和2年度末	—	—	—	—	200	—	—	200
	令和元年度末	—	—	—	—	200	—	—	200
社債	令和2年度末	603	994	907	1,595	1,478	—	—	5,579
	令和元年度末	1,103	703	1,607	1,159	783	—	—	5,356
株式	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	68	68
	令和元年度末	—	—	—	—	—	—	248	248
その他証券	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	500	500
	令和元年度末	—	—	—	—	—	—	500	500
合計	令和2年度末	603	994	907	1,595	1,679	3,947	568	10,296
	令和元年度末	1,103	703	1,607	1,159	984	—	748	6,306

### その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,930	2,912	18	4,021	3,994	26
	国債	—	—	—	986	986	0
	地方債	200	200	0	200	200	0
	社債	2,729	2,712	17	2,833	2,807	26
	小計	2,930	2,912	18	4,021	3,994	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	180	180	—	—	—	—
	債券	2,626	2,707	△ 80	5,706	5,811	△ 105
	国債	—	—	—	2,960	3,008	△ 47
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,626	2,707	△ 80	2,745	2,803	△ 57
	小計	2,807	2,887	△ 80	5,706	5,811	△ 105
合計		5,737	5,800	△ 62	9,727	9,805	△ 78

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
取得価格	6,369	10,374
時価	6,306	10,296
評価損益	△ 62	△ 78

(注) 1. 時価は、期末における市場価格等に基づいております。

2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品の取扱いはありません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸借対照表計上額	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	68	68
組合出資金	1,209	1,209
合計	1,278	1,278

### 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	1,242	16.16
地方債	200	3.22	200	2.60
社債	5,255	84.71	5,495	71.50
株式	248	4.01	248	3.24
その他証券	500	8.06	500	6.50
合計	6,204	100.00	7,686	100.00

## 為替業務について

### 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和元年度	令和2年度		
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	51,051	62,132	49,963	63,142
	他の金融機関から	42,609	54,091	38,877	56,538
代金取立	他の金融機関向け	884	1,016	595	899
	他の金融機関から	16	43	33	55

### 外国為替取扱実績

当組合では、外国為替の取扱いは出来ません。

#### 【お知らせ】

外国為替につきましては、全国信用協同組合連合会へ取次斡旋をしております。  
お気軽に窓口へお申しつけください。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	債権額(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/A
リスク管理債権総額	令和2年度	11,417	5,448	2,754	71.84
	令和元年度	12,700	6,264	3,535	77.16
破綻先債権額	令和2年度	805	498	306	100.00
	令和元年度	788	515	272	100.00
延滞債権額	令和2年度	5,055	2,839	2,215	100.00
	令和元年度	6,025	3,169	2,856	100.00
3ヵ月以上延滞債権額	令和2年度	0	0	0	100.00
	令和元年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権額	令和2年度	5,556	2,109	232	42.14
	令和元年度	5,886	2,579	406	50.72

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等の貸出金です。  
2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。  
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く。)です。  
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く。)です。  
5.「担保・保証(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額の合計額です。  
なお、不動産についての担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分考慮した回収可能見込額を採用しております。  
6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれおりません。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	開示額(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	2,357	1,292	1,064	2,357	100.00	100.00
	令和元年度	2,732	1,747	985	2,732	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	3,511	1,476	2,034	3,511	100.00	100.00
	令和元年度	4,083	1,938	2,144	4,083	100.00	100.00
要管理債権	令和2年度	5,556	2,109	232	2,341	42.14	6.73
	令和元年度	5,886	2,579	406	2,985	50.72	12.28
合計	令和2年度	11,424	4,878	3,331	8,210	71.86	50.89
	令和元年度	12,702	6,265	3,536	9,801	77.16	54.93
正常債権	令和2年度	104,162					
	令和元年度	102,612					
総合計	令和2年度	115,587					
	令和元年度	115,315					

(注) 1.「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更正、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権です。  
3.「要管理債権」とは、上記1.2.以外のもので、「3ヵ月以上延滞債権」(元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権)及び「貸出条件緩和債権」(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、該当債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与え約定条件の改定等を行った貸出債権)に該当する債権です。  
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、上記1.から3.以外の債権です。  
5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められた額の合計額です。なお、不動産についての担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分考慮した回収可能見込額を採用しております。  
6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した引当金です。  
7.金額は決算後(償却後)の計数です。

# リスク管理体制について

金融機関の抱えるリスクは複雑化、多様化しております。当組合は、自己責任原則に基づく業務全般にわたるリスク管理が、経営の健全性を確保する最重要課題と位置付けております。

当組合のリスク管理は、「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、管理対象リスク及び管理態勢等の基本事項を定め、リスク管理の一層の強化・充実を図っております。

## 【リスクの内容と管理】

### ■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により資産の価値の減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、与信リスク集中の回避・抑制と資産の健全性を維持するため定期的に自己査定を実施し、取引先の経営実態の把握を行っております。また、職員の審査能力向上を図るため、通信教育・外部研修等への積極的な参加を実施しております。

### ■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当組合では、経営体力と比べ適正な水準にリスクをコントロールし、安定かつ効率的な資金の調達・運用を図り、安定した収益の確保に努めております。

### ■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になり、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を期しております。

### ■オペレーションル・リスク管理

#### 1. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。当組合では、事務リスク管理の重要性を鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性・機械化・システム化による作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査及び検査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクの軽減を図ることで顧客からの信頼性の向上に努めております。

#### 2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクのことです。当組合では、全国信組共同センターを利用してあります。また、万一事故が発生した場合でも必要な業務が維持できるよう「危機管理計画書」を作成し対応を図っております。

#### 3. 法務リスク管理

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、取扱いを開始する商品・サービス時及び各種契約などについて担当部は、顧問弁護士と連携してリスク回避に努めおります。

#### 4. 人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により損失を被るリスクのことです。当組合では、人事運営上の労働問題、健康問題、差別的行為等を適切に管理することに努めています。

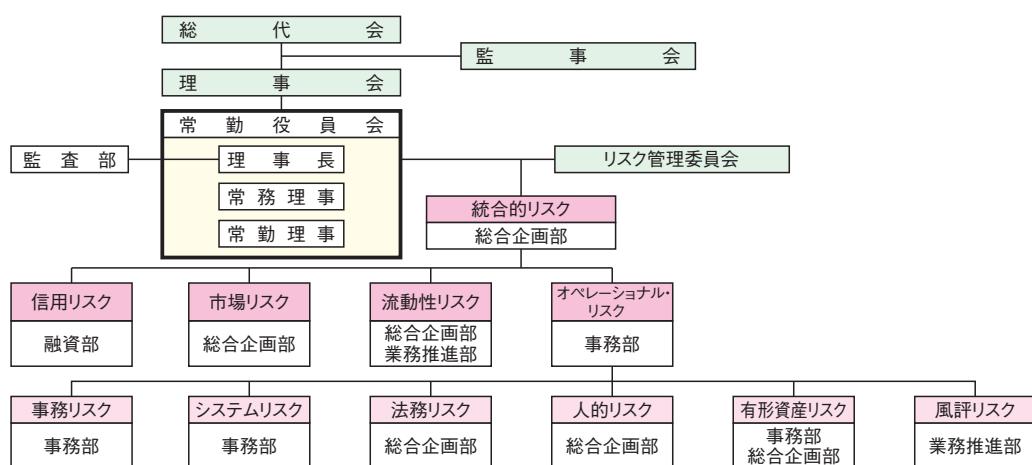
#### 5. 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、当組合が保有する動産・不動産が毀損・損害を被るリスクのことです。当組合では、有形資産リスクを認識し、必要な対策を講じ、万が一損害が発生した場合の影響を極小化し、早期の回復を図るため適正なリスク管理に取り組んでおります。

#### 6. 風評リスク管理

風評リスクとは、当組合の評判が悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、ディスカウント・ホームページなどを通じて、経営の健全性を公表し、風評リスクの抑制に努めております。

## 【リスク管理体制】



(令和3年6月30日現在)

# 自己資本の充実の状況等について

自己資本比率規制第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しております。

## 定性的な開示事項

### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和2年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様による出資金にて調達しております。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来的自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策とし、また継続的な出資金の募集を考えております。

### 3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

#### (1) 信用リスク管理方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。当組合での信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散、更に与信ポートフォリオ管理として、業種別、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、融資決裁権限に従い、営業店審査後、本部における営業推進部門から独立した貸出審査部門において、客観的な総合審査、並びに貸出後のフォローアップを行い、更に案件に応じて常勤理事で構成される常勤役員会においても議論するなど、厳正な審査体制を構築しております。現在当組合では、信用リスクの計量化に向けた「信用格付システム」を導入し、格付と自己査定結果の整合性を図りながら、内部格付手法の確立を目指しております。信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I) ○株式会社日本格付研究所(JCR)  
○ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Mood's) ○スタンダードアンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合での信用リスク削減手法は、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。当組合が扱う主要な担保は、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ公的な保証、金融機関エクスポートとして適格格付機関が付与している格付による信用度を判定する格付基準等があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続き等により、適切な取扱いに努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

### 5. オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、オペレーションル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する方針等を定め、リスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用するとともに態勢を整備しております。また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討し、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)に報告する態勢を整備しております。

### 6. 出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、出資等又は株式等エクスポートにあたるものは、非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金が該当します。非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金に関しては「資金運用基本規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基に評価し、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤役員会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」などに従った、適正な処理を行っております。

### 7. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク等の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## 定量的な開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	8,965	9,401
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,037	6,322
うち、利益剰余金の額	2,987	3,141
うち、外部流出予定額(△)	59	62
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	876	652
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	876	652
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	58
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,920	10,112
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	19	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	19	21
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	9,901	10,091
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	124,398	122,314
資産(オン・バランス)項目	124,199	122,210
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	434	434
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	434	434
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,752	4,894
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	129,150	127,209
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	7.66%	7.93%

(注)自己資本比率の算定方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を採用しております。

## 2.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	124,398	4,975	122,314	4,892
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	123,963	4,958	121,879	4,875
(i) ソブリン向け	665	26	766	30
(ii) 金融機関向け	7,256	290	8,335	333
(iii) 法人等向け	61,842	2,473	62,880	2,515
(iv) 中小企業等個人向け	3,287	131	3,247	129
(v) 抵当権付住宅ローン	381	15	316	12
(vi) 不動産取得等事業向け	39,363	1,574	36,794	1,471
(vii) 三ヶ月以上延滞等	2,419	96	1,474	58
(viii) 出資等	67	2	67	2
出資等のエクスポージャー	67	2	67	2
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	500	20	500	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	709	28	709	28
(xi) その他	7,469	298	6,787	271
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	434	17	434	17
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーショナル・リスク	4,752	190	4,894	195
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	129,150	5,166	127,209	5,088

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、信用保証協会等のことです。

4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. 「その他」とは、上記(i)～(x)に区分されないエクspoージャーのことです。  
具体的には、「中小企業等向け・個人向けエクspoージャーに係る特例に該当しない中小企業等・個人向けエクspoージャー」、「固定資産」、「繰延税金資産」等のことです。

6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスボージャーを除く)

#### (1) 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスボージャー期末残高										3ヶ月以上延滞 エクスボージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券							
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
地域別区分	国内	国内	国内	国内	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国内	国内
製造業	2,144	1,940	1,143	1,139	1,000	—	800	—	41	42		
農業、林業	6	5	6	5	—	—	—	—	—	—		
漁業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	100	100	—	—	—	—	100	—	—	—		
建設業	5,711	5,860	5,711	5,860	—	—	—	—	—	229	211	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,050	6,020	3,646	5,016	1,505	—	1,001	—	—	17		
情報通信業	756	757	51	54	1,305	—	702	—	6	5		
運輸業、郵便業	704	664	303	264	401	—	400	—	2	0		
卸売業、小売業	6,804	6,930	5,496	5,625	—	—	1,303	—	83	83		
金融業、保険業	72,700	80,703	595	908	100	—	1,302	—	—	—		
不動産業	57,878	54,560	57,578	54,259	703	—	300	—	1,285	1,234		
物品賃貸業	89	126	89	126	201	—	—	—	76	76		
学術研究・専門・技術サービス業	1,034	756	1,034	756	—	—	—	—	1	0		
宿泊業	13,776	15,246	13,776	15,246	—	—	—	—	604	—		
飲食業	2,787	2,856	2,787	2,856	402	—	—	—	21	34		
生活関連サービス業、娯楽業	13,739	14,578	13,538	14,377	—	—	200	—	2,561	2,419		
教育、学習支援業	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	598	533	598	533	—	—	—	—	—	—		
その他サービス	2,883	2,897	2,883	2,897	300	—	—	—	70	72		
その他産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国、地方公共団体等	200	4,196	—	—	200	—	4,194	—	—	—		
個人	6,073	5,659	6,073	5,659	—	—	—	—	292	259		
その他	5,264	5,733	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	197,307	210,129	115,315	115,588	6,120	—	10,305	—	5,276	4,459		
1年以下	132,808	151,115	93,727	95,042	1,101	—	604	—				
1年超3年以下	29,404	26,748	3,897	4,753	707	—	995	—				
3年超5年以下	13,207	5,545	4,798	3,622	1,609	—	908	—				
5年超7年以下	3,545	4,331	2,345	2,733	1,200	—	1,595	—				
7年超10年以下	4,830	6,151	3,830	4,456	1,000	—	1,679	—				
10年超	4,556	6,937	4,556	2,990	—	—	3,947	—				
期間の定めのないもの	8,944	9,300	2,155	1,806	499	—	568	—				
残存期間別合計	197,307	210,129	115,315	115,588	6,120	—	10,305	—				

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「3ヶ月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているものに係るエクスボージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスボージャーです。具体的には、「現金」、「その他資産」、「固定資産」、「繰延税金資産」等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関連エクスボージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### (2) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	371	289	△ 0	1	76	—	4	—	289	291	—	—
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	223	164	31	16	88	24	9	—	164	147	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	11	11	4	—	—	—	—	11	15	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	2	—	—	—	2	—	—	2	—	—	—
卸売業・小売業	83	89	64	35	34	4	23	0	89	119	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	653	300	104	181	456	87	0	—	300	394	19	20
物品賃貸業	75	84	8	—	—	—	—	—	84	84	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	509	262	13	—	259	262	0	—	262	—	—	78
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,612	1,855	242	362	—	208	—	16	1,855	1,992	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	54	49	3	3	7	7	0	0	49	44	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	274	269	5	△ 1	9	9	0	0	269	258	—	—
合計	3,860	3,378	484	603	933	606	33	27	3,378	3,347	19	99

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (3)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	873	876	—	873	876
	令和2年度	876	652	—	876	652
個別貸倒引当金	令和元年度	3,860	3,378	933	2,927	3,378
	令和2年度	3,378	3,347	606	2,771	3,347
合 計	令和元年度	4,734	4,255	933	3,801	4,255
	令和2年度	4,255	4,000	606	2,771	4,000

## (4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスボージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスボージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	200	1,646	4,196	2,260
10%	—	—	—	—
20%	581	39,352	200	40,394
35%	—	1,072	—	1,067
50%	4,524	1,343	4,672	3,917
75%	—	4,564	—	4,570
100%	1,070	114,854	775	112,864
150%	—	910	—	1,382
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	6,377	163,743	9,844	166,457

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスボージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスボージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関連エクスボージャーは含まれておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー (単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法						
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティ	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー	1,308	1,256	645	576	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会などの保証されたエクスボージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスボージャー)を含みません。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません

## 6. 証券化エクスボージャーに関する事項…該当ありません

## 7. 出資等エクスボージャーに関する事項

## (1)貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	1,278	—	1,278	—
合 計	1,278	—	1,278	—

(注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国通貨市場等で売買される株式等のことです。

2. 全信組連出資金、その他の資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は、非上場株式等に含めております。

3. 商工中金株式、信組情報サービス株式は、非上場株式等に含めております。

## (2)子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

…該当ありません

## (3)出資等エクスボージャーの売却及び償却に伴う損益の額

…該当ありません

## (4)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△62	△78

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益のことです。

## (5)貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

…該当ありません

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項…該当ありません

## 9. 金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

項番	IRRBB1:金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方バラレルシフト	212	1,082	—	—
2	下方バラレルシフト	—	—	9	14
3	ステイ一ブ化	917	1,223	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	303	—	—
7	最大値	917	1,223	9	14
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		前期末	当期末	—	—
		9,901	10,091	—	—

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

3. 開示公示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIに関する事項は以下のとおりです。

△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。△NIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年  
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年

・流動性預金への満期の割当方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

・IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。

・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しております。

・内部モデルは使用しておりません

・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

4. △EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、バーセンタイル値を用いて算出しております。

## 主要な事業の内容

### ◆預金のご案内◆

各商品の詳細については、営業窓口に「商品概要説明書」を用意しております。窓口・専門担当者にお気軽にご相談下さい。

商品の種類		対象先	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	普通預金	個人のみ (ただし、未成年の方は定期預金のセットはできません。)	・1冊の通帳で、便利な普通預金と定期預金をセットしました。 ・お預け入れ頂いた定期預金の合計額の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。 ・商品内容は、普通預金・定期預金の商品内容をご確認願います。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金		・日常の出し入れをはじめ、給与振込・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払などにご利用いただけます。		
普通預金	法人・個人 (ただし、個人は総合口座通帳となります。)	法人・個人	・無利息の普通預金です。 ・預金保険法により残高は全額保護されます。 ・定期預金をセットすることで総合口座として利用できます。(個人のみ)		
決済用普通預金 (無利息型普通預金)	法人・個人	個人のみ	・基準残高ごとに普通預金よりも有利な金利がつきます。 ・普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
貯蓄預金	法人・個人		・納税準備のための預金です。 ・お利息は無税ですからお得です。	ご入金は自由 お引き出しは 納税時のみ	1円以上
納税準備預金	法人・個人		・商取引の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	法人・個人		・まとめた資金の短期運用に大変便利です。 ・お引き出しの際は、2営業日前までにご連絡下さい。	7日以上	5,000円以上
通知預金	法人・個人		・まとめた資金を運用いただける預金です。金利は金融情勢や市場金利などに応じて決定します。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
定期預金	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	法人・個人	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	自由金利型定期預金(M型) (単利型) (スーパー定期預金(単利型))	法人・個人	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	3年以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	自由金利型定期預金(M型) (複利型) (スーパー定期預金(複利型))	個人のみ	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	3年	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利型定期預金	法人・個人	・お預入日から6ヶ月ごとに、金利を見直しする預金です。 ・単利型、複利型(個人限定)があり必要に応じて選択できます。		1,000円以上
	期日指定定期預金	個人のみ	・お預入は最長3年で、1年を経過した後は、告知頂ければお引き出し自由です。	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
定期積金	法人・個人		・目標の実現や、いざという時の備えに最適なプランです。安全確実に財産の基礎をつくることが出来ます。	・定額式は、 6ヶ月以上7年以内 ・目標式は、 1年以上5年以内	1回あたり 1,000円以上 1,000万円未満

## ◆融資のご案内◆

個人向けローン	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
カードローン (ステップ)	ご契約金額の範囲内であれば、何度でもご利用いただける便利なカードローンです。	10万円以上200万円以内 ただし、主婦・パート・アルバイトは30万円以下	契約期間3年の自動更新 ただし、65歳超は更新されません
フリーローン (ハッピー・クローバー)	お使い道はご自由です。 (ただし、事業資金は除きます)	10万円以上500万円以内 ただし、主婦・アルバイトは30万円以下	7年以内 (ただし、融資金額301万円以上は10年以内)
奨学ローン (プレミアム)	受験費用・入学費用など学用資金にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	15年以内
カーライフローン	マイカー・オートバイの購入資金、修理費用・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	10年以内
リフォームローン	住宅のリフォーム関連資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	10年以内
おまとめフリーローン (カードローン)	お使い道はご自由です。	10万円以上200万円以内 (10万円単位)	原則1年の自動更新 ただし、満71歳超は更新されません
おまとめフリーローン (証書貸付)	お使い道はご自由です。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	10年以内、又は返済回数120回以内
住宅ローン・ベスト100	団体信用生命に加入できる方で、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	5,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内
住宅ローン・ベスト85	団体信用生命に加入できない方でも、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	新築・リフォーム3,000万円以内 借換えは2,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内

事業向けローン	内 容 と 特 色
しんくみパートナーズ	個人事業者専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
しんくみビジネスローン	法人専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
ファースト300	法人代表者・個人事業者専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
太陽光事業ABL融資	太陽光設備に関するローンです。低圧～高圧発電事業迄ご利用いただけます。
一般融資	運転資金、設備資金など、用途ごとにご利用いただけます。
代理貸付融資	全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の中からご利用いただけます。

## ◆その他のサービス◆

サービスの種類	内 容 と 特 色
NEW個人向けインターネットバンキング	ご自宅のパソコンや携帯電話を利用して、ご契約口座の照会、振込と予約ができる個人向けサービスがご利用になります。
NEW法人向けインターネットバンキング	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込、データ伝送と予約ができる法人向けサービスがご利用になります。
為替サービス	全国の信用組合・信用金庫・銀行等へスピードに振込や代金取扱を致します。
キャッシュカードサービス	当組合のキャッシュカードで全国の金融機関及びゆうちょ銀行、セブン銀行等のCD・ATMをご利用になります。(法人キャッシュカードは除きます。)
加盟店サービスの取り扱い	JCB、三菱UFJニコスの加盟店の募集をしております。
年金・原爆手当の自動受取	それぞれの指定日にご指定の口座に自動的に振り込みされますので、お受け取りが確実でとても便利です。
自動支払サービス	公共料金・税金・クレジット代金等(HIT-LINEを含む)を、自動的にご指定の口座からお支払い致します。
夜間金庫	夜間の売上金を安全にお預かりします。(一部店舗ではお取扱いしておりません。)
外国為替(取次ぎ)	全国信用協同組合連合会を通じて、海外への送金・受取を行っております。
でんさいネット	手形等に代わる新しい資金決済サービスです。このサービスには、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引(電債割引)も可能です。

## CSR(企業の社会的責任)活動の取組状況について

### 1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、広島県を中心に中・四国八県を営業基盤とし、組合員がお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組織金融機関であり、組合員と地域社会との絆を大切にし、経済活動の進展に寄与するとともに経済的地位の向上に奉仕することを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を有効活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に資するよう積極的に取り組んでおります。

現在、地域のスポーツ振興を目的として、広島市を本拠地とするバスケットボールチーム「広島ドラゴンフライズ」のパートナー契約を結んでおります。



### 2. 預金を通じた地域への貢献

当組合は、組合員をはじめとする地域の皆さまの資産づくりを支援するため顧客ニーズに合った金融商品を提供することに努めております。特に、個人の方々の預金につきましては、当組合に公的年金の受給口座をお持ちの方には「年金定期預金」、ミドル世代の組合員の方に大人気の「大輪定期預金」、組合員(出資金1万円以上)の方及びご家族の方には「メンバーズ定期預金」など、それぞれ金利優遇商品を継続的に発売し、着実な実績を残しております。

### 3. 融資を通じた地域貢献

当組合は、お客様からお預かりした預金積金を地域経済の活性化に役立てるため、地区内の事業者や個人のお客様に対して円滑な資金供給を行うとともに経営改善・事業再生支援や創業支援等にも積極的に取り組んでおります。

### 4. 地域へのサービスの充実

当組合では、地域の皆様との絆を深める企画商品の提供に努めています。特に、ご高齢のお客様には色々な特典をご用意しております。

☆当組合に公的年金受給口座をお持ちのお客様には、次のサービスを実施しております。

- ①定期預金の金利優遇商品「年金定期預金」
- ②健康長寿の願いを込めた「お誕生日プレゼント」
- ③年金受給者をご招待する「年金日帰り旅行」

※詳しくは、ホームページに掲載しております。

### 5. 金融犯罪の被害防止に向けた取り組み

当組合では、満70歳以上の方の金融犯罪被害防止に向けた取り組みといたしまして、過去ATM振込のご利用のない方を対象にATM振込の利用制限を行っております。

### 6. 「飲酒運転ゼロプロジェクト」への取り組み

当組合は、「HIROSHIMA飲酒運転ゼロプロジェクト」に協賛し、若年層に向けた取組や飲酒運転を回避するための活動やアルコール依存症に悩む方へ情報発信など公共性の高い企画に賛同しております。

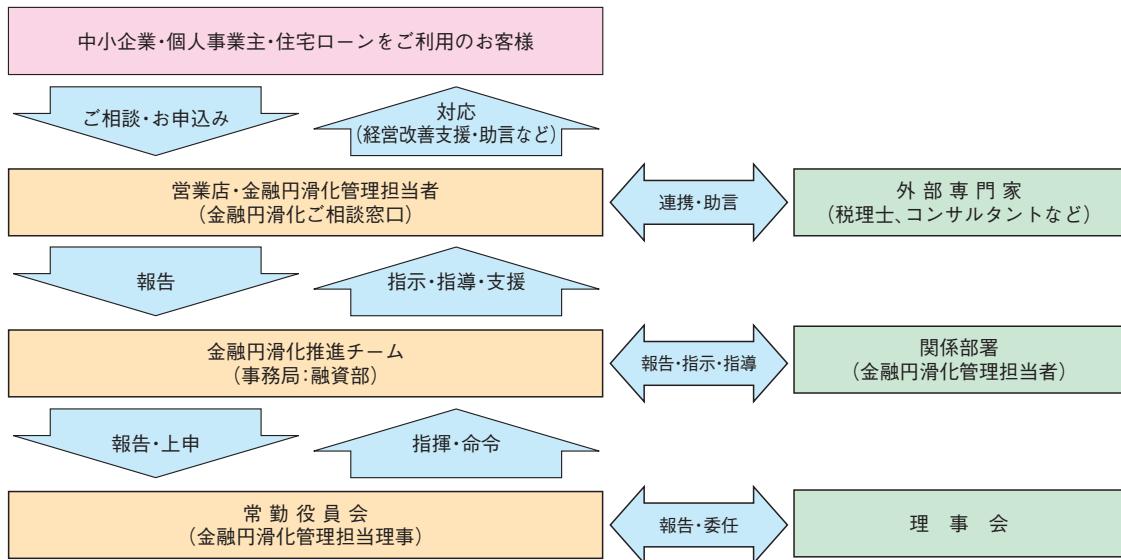
# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

## 【中小企業の経営支援に関する取組み方針】

当組合は、相互扶助の精神の下、地域社会との強い信頼関係で結ばれた頼りがいのある「商銀」として、お客様の悩みと一緒に考え、問題の解決に努めて行くために、役職員が一体となって、次の取り組みを行っております。

- お客様への貸付については、お客様の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう取り組んで参ります。
- お客様より債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込み・相談については、お客様の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や収支の状況を勘案しつつ、できる限り要望を真摯に受け止め、弁済に係る負担の軽減に取り組んで参ります。
- 他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構等の間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に取り組んで参ります。
- お客様に対する経営相談・経営改善に向けた取組みへの支援については、お客様の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資することから、お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みを行って参ります。
- お客様より債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込み・相談に対する対応の進捗状況の把握や貸付条件の変更等を行ったお客様の経営状況に関する期中管理を行って参ります。
- お客様からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めて参ります。また、お客様のライフサイクルに合わせた各種金融サービス情報の提供に努めて参ります。

## 【中小企業の経営支援に関する対応状況の仕組み】



## 【金融円滑化に関する相談窓口】

営業日：月曜日から金曜日(祝日、土日を除く)  
設置箇所：各営業店の窓口  
営業時間：9:00～15:00

## 【金融円滑化に関する苦情】

金融円滑化等に関する苦情は、8ページの「苦情処理措置」の手続きをご確認ください。

## 【創業・新規事業開拓への取り組み】

当組合は、創業・新規事業開拓への取り組みにあたり、お客様の事業に対し、より適切な一助となるよう、「目利き」ができる人材の育成に取り組んでおります。

## 【経営改善・事業再生・業種転換等の支援への取組み】

当組合は、経営改善・事業再生・業種転換等の支援への取組みにあたり、お客様のそれぞれの実情に鑑み、お客様により適切な支援方法を外部専門家(税理士・コンサルタント等)の協力も仰ぎながら、お客様と十分協議の上、取組みを推進しております。

## 沿革・あゆみ

昭 和	
36年 11月	広島市金屋町に本店事務所を開設(初代理事長に大野建雄就任)
37年 11月	本店事務所を広島市銀山町へ移転
38年 6月	福山支店を開設
39年 9月	呉支店を開設
41年 1月	西支店を開設
43年 5月	海田支店を開設
47年 5月	古市支店を開設
48年 12月	本店事務所を広島市中区西平塚町へ移転、現在に至る
49年 12月	県下6信用組合(現在4組合)共同利用オフライン稼働(マイフルひろしま)
54年 3月	マイフルひろしまオンライン稼働
55年 5月	西支店を広島市西区都町へ移転、土橋出張所を開設
57年 11月	全国信組為替・ひろぎん為替取扱開始
59年 5月	東支店を開設
8月	全国銀行内国為替制度へ加盟
60年 9月	広島銀行と現金自動支払機の相互利用開始
62年 8月	全国信用組合間現金自動支払機の相互利用開始
平 成	
2年 7月	都銀・地銀とのCD提携による取扱開始
3年 2月	地域代金回収システム(HIT-LINE)の取扱開始
2月	第二地銀・信金・農協・労金とのCD提携による取扱開始
5月	第三次オンラインシステム稼働開始
7年 12月	初の懸賞付定期預金「こしひかり預金」を発売
8年 6月	五日市支店を開設
7月	ディスクロージャー誌「広島商銀の現況」創刊
11年 2月	山口商銀・島根商銀の事業を譲受し、且つ営業区域を広島・山口・島根及び鳥取の4県に拡大
12年 4月	郵貯とのCD提携による取扱開始
12年 11月	土橋出張所を西支店へ統合
13年 11月	高知商銀の事業を譲受し、営業区域に四国4県を加える
14年 5月	初代会長に大野建雄、第2代目理事長に華山義夫就任
10月	福山支店を福山市霞町へ移転
10月	ホームページを開設
15年 12月	ミニディスクロージャー誌の発行
16年 5月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM提携による取扱開始
17年 6月	夏季の「ノーネクタイ・ノー上着運動」実施開始
19年 8月	下関支店を下関市秋根西町(旧新下関支店)へ移転
21年 8月	松江支店を古市支店へ統合
23年 2月	会長兼理事長に華山義夫就任
11月	創立50周年を迎える。
24年 3月	会長に華山義夫、第3代目理事長に井上一成就任
5月	海田支店を新築移転オープン
25年 2月	「電子記録債権(でんさい)」の取扱開始
28年 2月	萩支店を山口支店へ統合
29年 2月	東支店を海田支店へ統合
令 和	
元年 5月	全国信組共同センターへシステム移行
2年 10月	インターネットバンキングの取扱開始

## 組合員特別サービス

### ✿組合員には次の方が加入できます。(1口千円以上)

広島商銀の営業エリア（広島県・山口県・島根県・鳥取県・四国四県）に居住あるいは勤労に従事する個人の方、または営業エリア内で事業を営む中小企業者の方、及び事業所の役員の方。

### ✿特典1.定期預金利率がお得です。

「メンバーズ定期預金」(表示している金利の取扱い期間は、令和4年3月31日まで)出資金1万円以上お持ちの個人の方を対象にし、1年もの年利を**0.3%**と致します。

また、同一世帯のご家族の方には1年もの年利を**0.2%**と致します。  
なお、お預け入れ額は、お一人様**10万円以上1,000万円迄**とします。



### ✿特典2.出資金には毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。

令和2年度事業に係る配当金は年**1.0%**でした。

※配当金は業績に応じてお支払いするもので、配当を保証するものではありません。

### ✿特典3.手数料がお得です。(令和3年6月末現在)

組合員の方は、手数料が優遇されています。

種類		組合員	通常
振込金額3万円以上の振込手数料	電信扱い	店舗振込 <b>110円</b>	330円
		本店宛振込 <b>220円</b>	440円
		他行宛振込 <b>550円</b>	770円
	文書扱い	他行宛振込 <b>440円</b>	660円
	ATM利用	他行宛振込 <b>440円</b>	660円
証明書の発行手数料(残高・支払利息)		<b>440円</b>	550円

※振込手数料については、個人組合員のみ適用となります。

## 商品のご案内

### 年金受給者特別サービス

『年金定期預金』(表示している金利の取扱い期間は、令和4年3月31日まで)

### ✿特典1.定期預金の金利を優遇します。

当組合で、公的年金の受給口座をお持ちの方は、店頭表示金利より有利な金利でのお預け入れができます。

ただし、対象となる年金は公的年金（国民年金・厚生年金・各種共済年金等）です。

〈年金定期預金・大輪定期預金パンフレット〉



### ✿特典2.ATM手数料がかかりません。(令和3年6月末現在)

全国の提携ATMをご利用され発生した手数料（振込手数料を除く）を負担された場合、1ヶ月4回を限度にお客様の口座へ返戻致します。

### ✿特典3.お誕生日にプレゼントを差し上げます。

健康長寿の願いを込めて、毎年、お誕生日にすてきなプレゼントを差し上げます。

## 手数料一覧表(消費税込)

(令和3年6月末現在)

■内国為替手数料				同一店内宛	本支店宛	他行宛
振 込 手 数 料	窓 口	電 信 扱	3 万 円 以 上	330円	440円	770円
			3 万 円 未 満	110円	220円	550円
			個 人 組 合 員			
	A T M		3 万 円 以 上			660円
			3 万 円 未 満			440円
			組 合 員			
	インター ネット バン キ ン グ	個 人	3 万 円 以 上			330円
			3 万 円 未 満			220円
		法 人 ・ 事 業 者 (振込・総合振込)	3 万 円 以 上			550円
			3 万 円 未 満			330円
			法 人 ・ 事 業 者 (給与振込・賞与振込)			無料

(\*) 広島県・両備・備後の3信組

■ATM手数料(広島商銀のカードご利用)		広島商銀ATM	地域提携 (*)	セブン銀行ATM	しんくみお得ねっとATM	その他提携先ATM
通常	お預け入れ		無料	110円	110円	110円
	お引き出し					
規定時間外および休日	お預け入れ	-	無料	110円 (※)	220円	220円
	お引き出し		110円 (※)		220円 (※)	

(\*) 土曜日の9時~14時まで無料

■送金・代金取立等手数料(1件あたり)				同一店内宛	本支店宛	他行宛
送 金	普 通 扱 ( 送 金 小 切 手 )			440円		660円
代 金 取 立	普 通 扱		無料	220円	660円	880円
	至 急 扱					
	同 一 交 換 所 地 域 内		—		220円	

■その他の取立関係手数料(1件あたり)		金額	■インターネットバンキング月額利用手数料	金額
振込・送金・代金取立の組戻し		1,100円	個人	無料
不渡手形・小切手返却料			法人・事業者	データ伝送なし 1,100円
取立手形・小切手店頭呈示料				データ伝送あり 2,530円

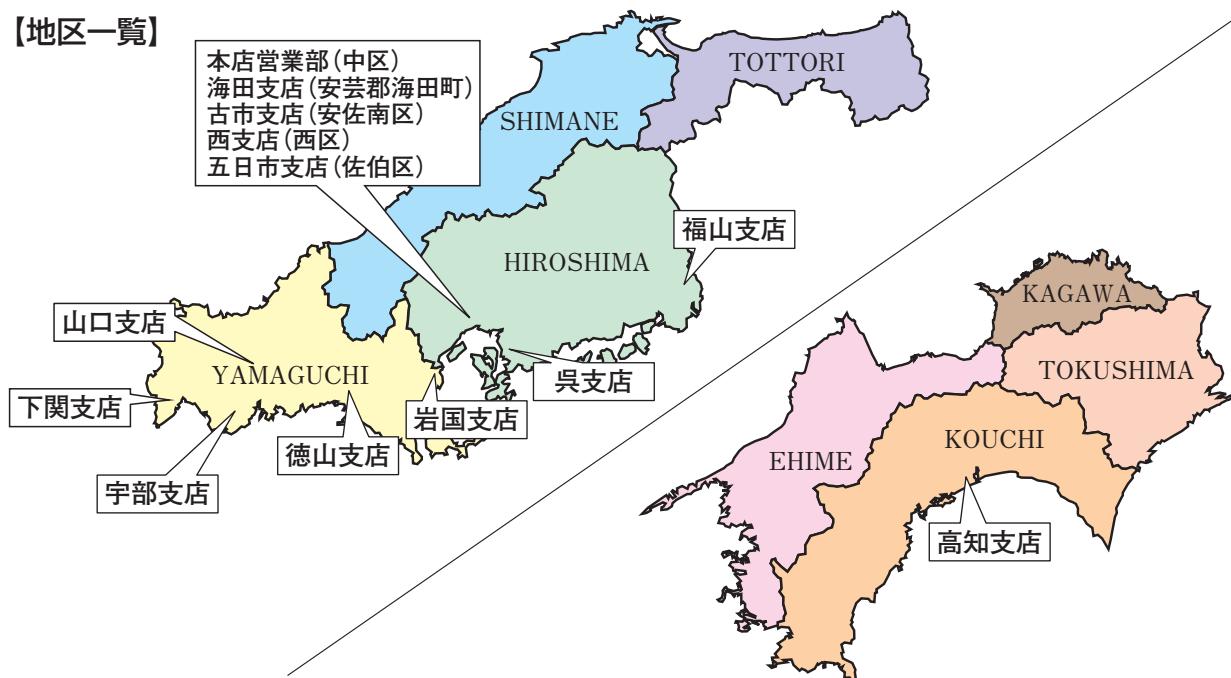
■発行手数料		単位	金額	■でんさい関連手数料	金額
残 高 証 明 書 ・ 支 払 利 息 証 明 書	1通		550円 (組合員) 440円	でんさい月間利用者手数料	無料
取 引 履 歴	1か月あたり		220円 (組合員) 110円	でんさい承諾・否認登録手数料	
			1,100円+11円×枚数	でんさい記録手数料(発生、譲渡、変更等)	660円
	1 年 以 上		1,100円+11円×枚数		
融 資 証 明 書	1億円以上		11,000円	■その他手数料	金額
	1億円未満		5,500円	自動振替サービス	3 万 円 以 上 330円
債 务 保 証 書	1通		1,100円		3 万 円 未 満 110円
自 己 宛 小 切 手	1枚		550円	夜 间 金 庫	組 合 員
当 座 小 切 手 帳	1冊		880円		1 か 月 3,300円
約 束 手 形 帳	1冊		1,100円	個 人 情 報 開 示	基 本 的 項 目 1,100円
■再発行手数料	単位	金額			そ の 他 項 目 1,650円
通帳・証書・証券・カード	1冊(枚)	1,100円			

■両替事務手数料				
1~100枚	101~300枚	301~500枚	501~1000枚	1001枚~
無料	110円	220円	330円	1000枚毎に330円加算+端数は左記金額を加算

■融資関連手数料			
不動産担保事務	新規設定1件につき		設定額1億円以上 66,000円
			設定額1千万円以上1億円未満 44,000円
融資条件変更	変更1件(回)につき		設定額1千万円未満 22,000円
			非事業性 22,000円
期限前償還	約定日・融資期間・弁済方法等		追加担保設定(住宅ローンを除く) 22,000円
	事 業 資 金	お借入後3年以内	極度額変更 11,000円
		お借入後3年超5年以内	担保物件の一部解除 11,000円
	非 事 業 資 金	お借入後5年超10年以内	担保物件の順位変動 11,000円
		全部繰上返済(7年以内)	事業資金 5,500円
収益物件関連融資	5 千 万 円 超	一部繰上返済(1回につき)	非事業資金 3,300円
		ご融資金額 × 0.5% + 消費税 (但し330万円を上限とする)	繰上返済元金額 × 1.0% + 消費税
	5 千 万 円 以 内	ご融資金額 × 0.8% + 消費税 (但し55千円を下限とする)	繰上返済元金額 × 0.8% + 消費税

## 地区一覧／店舗一覧／ATM設置状況等

### 【地区一覧】



### 【店舗一覧(店舗名称・所在地等)、ATM設置状況】

(令和3年6月末現在)

店舗名	開設日	郵便番号	所在地	電話番号	ATM台数
本店営業部	昭和36年11月1日	730-0024	広島市中区西平塚町4番12号	(082)244-3151	1
福山支店	昭和38年6月21日	720-0812	福山市霞町1丁目2番5号	(084)922-0600	1
呉支店	昭和39年9月5日	737-0045	呉市本通4丁目6番13号	(0823)21-2255	1
海田支店	昭和43年5月11日	736-0046	安芸郡海田町窪町5番1号	(082)823-4301	1
古市支店	昭和47年5月10日	731-0123	広島市安佐南区古市3丁目5番10号	(082)877-5111	1
西支店	昭和41年1月29日	733-0023	広島市西区都町24番15号	(082)292-1315	1
五日市支店	平成8年6月24日	731-5128	広島市佐伯区五日市中央3丁目6番64号	(082)923-4545	1
宇部支店	平成11年2月22日	755-0043	宇部市相生町8番23号	(0836)34-1311	1
下関支店	平成11年2月22日	751-0873	下関市秋根西町1丁目7番10号	(083)263-1200	1
岩国支店	平成11年2月22日	740-0018	岩国市麻里布町4丁目1番11号	(0827)22-1555	1
徳山支店	平成11年2月22日	745-0004	周南市毛利町3丁目15番1	(0834)22-3336	1
山口支店	平成11年2月22日	753-0821	山口市葵1丁目4番77号	(083)932-1550	1
高知支店	平成13年11月12日	780-0056	高知市北本町3丁目10番48号	(088)884-1111	1

(注)店舗外のATM(現金自動預払機)は設置しておりません。

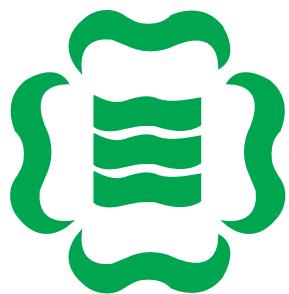
### 【ATM利用時間帯のご案内】

当組合	平日	土・日・祝日
銀行・信用金庫・信用組合等の提携先	9:00~17:00	ご利用できません
セブン銀行・ゆうちょ銀行		
ピューアルッテ、コンビニ等の提携先ATM	8:00~21:00	

(注)ご利用の時間帯によっては手数料が必要な場合があります。

### 【キャッシュカード】 【紛失・盗難連絡先】

最寄りの営業店又は信組ATMセンター「0120-289-280」へご連絡下さい。



信用  
組合 広島商銀

発行 令和3年7月  
編集 信用組合 広島商銀 総合企画部  
TEL (082)244-3152  
FAX (082)246-4388  
<https://www.shogin.com/>